

議 会 運 営 委 員 会

平成25年9月25日（水）

◎ 開 議 の 宣 告 （午前11時42分）

○委員長（小泉勇一） ただいまより議会運営委員会の会議を開きます。

国本委員が欠席の旨の届け出がありまして、かわりに小久保議員に出席いただいておりますが、出席委員数は6名であります。

直ちに本日の議題に入ります。

1点目は、議長諮問に対する答申案についてでありますので、事務局長から1、2、3、それぞれ説明を求めます。

○事務局長（村田 修） 前回の議会運営委員において決定しました諮問に対する答申案ということで、内容につきましては委員長一任ということでこのような文案とさせていただきました。

1番目、広報特別委員会の常任委員会化については書類番号1番、議会運営委員会における全会一致の原則の見直しについては書類番号2番、予算決算常任委員会における議長の常任委員辞退については書類番号3ということで報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（小泉勇一） なお、3番目の議長の常任委員辞退については、先般の議会運営委員会において大光委員から議長の席をどうするかというような問い合わせがありましたので、一番最後のページに記載されておりますように、このような配置にしたいというふうに思っておりますので、それも含めて質疑、ご意見等をいただきたいと思っております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） 質疑、ご意見等ないようでございますので、このように決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないものと認め、ただいま局長が説明しましたとおり決定をいたします。

続きまして、第2の議会の会議規則等の改正について、先例集の一部改正についてを議題といたします。

説明を求めます。

○事務局長（村田 修） 議長諮問の答申決定に伴い、先例集の一部改正をするものでありますが、広報特別委員会の常任委員会化と予算決算常任委員会における議長の常任委員辞退については、委員会条例の改正と先例集の改正が必要となりますので、時間を要しますことから、第4回定例会までに提案したいと考えております。今回につきましては、議会運営委員会における全会一致の原則の見直しに関しての改正提案となります。

書類番号4をお開き願ひたいと思っております。先例集第10章第2節、議会運営委員会の第12項について

てであります。改正前は「委員会の表決は、意見書案・決議案の協議を除いて、全会一致の原則のもとに行う」となっておりますが、これを「委員会の表決は、慎重審議を尽くしたうえで、議会運営委員会の構成会派の3分の2以上の同意により決する」に改正したいと考えておりますので、ご協議のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（小泉勇一） 先般の議会運営委員会において、これは確認されておりますけれども、これに対するご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないものと認め、この修正案のとおり決定をいたします。

それでは、第3番目の議長諮問については継続といたします。

続きまして、次回の委員会開催は11月の29日金曜日13時30分からといたしたいと思っております。

皆さんのほうからこの際何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないようでございますので、これをもって議会運営委員会の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午前11時47分）